



平成30年10月号NO.23

始まるような暑さから一変、涼しく過ごしやすい季節になりました。
「秋」といえば、皆様何を思い浮かべますか？
食べ物の秋、読書の秋、行楽の秋…新しく何かを始めたり、挑戦しやすい季節ですね！
1年の終わりも近づいています。振り返った時の思い出に、ぜひ何か挑戦してみてはいかがでしょうか？
かぼちゃをつかったお菓子作りに挑戦しようと計画を立てている者もいます◎
…『スポーツの秋』もありましたね！
おいしいものをたくさん食べて体の脂肪を蓄えすぎないように、知識はおなかいっぱいにして
皆様も実りの秋を楽しみましょう！！

アプローチレター製作委員会



【インデックス】

1. コラム～当方代表が交代で書きます・語ります！～
2. 特集「オーナー社長の認知症＆争族対策」
3. アプローチ相談室
4. アプローチ女子会
5. アプローチからのお知らせ
6. アプローチ外部講師派遣のご案内
7. アプローチメンバーズクラブ（AMC）のご案内

【担当】
加藤 道夫
田中 真由美
恒川 彩
岡村 千花
三浦 千穂

1.コラム 「民法改正で成人年齢が18歳に！」

成人年齢を18歳に引き下げる民法改正案が6月13日の参院本会議で可決され、成立しました。
施行日は2022年4月1日です。

成人年齢は、1876（明治9）年に発布された太政官布告で20歳と定められました。今回の改正は実に140年振りです。

民法では成人年齢は多くの法律の「基準」になっています。社会経済などさまざまな分野に影響が及びます。

主な内容を以下に示します。

●成人年齢引き下げに伴う変化（主なもの）

1. 20歳以上から18歳以上に変更～「変わる」もの
 - ・携帯電話やクレジットカードの契約が1人できる【民法】
 - ・親の同意なくローンが組める【民法】
 - ・民事裁判を1人で起こせる【民事訴訟法】
 - ・10年有効の旅券（パスポート）を取得できる【旅券法】
2. 20歳以上から変わらないもの（20歳を維持する）～「変わらない」もの
 - ・養子をとることができる【民法】
 - ・飲酒・喫煙【未成年者飲酒禁止法・未成年者喫煙禁止法】
 - ・馬券、車券、船券（公営ギャンブル）の購入【競馬法・自転車競技法・モーターボート競技法】
 - ・条文にある「未成年者の飲酒」を「20歳未満の飲酒」に【アルコール健康障害対策基本法】

●婚姻年齢の統一

民法改正案には女性の婚姻（結婚）年齢（現行16歳以上）を男性と同じ18歳以上に統一する案も含まれています。

成人年齢の引き下げは国民生活に大きく影響を及ぼします。「18歳成人」についてはマスコミでも大きく取り上げられるはずです。ぜひ注目してください！



投票箱

加藤 道夫

2.特集 オーナー社長の認知症&争族対策

今回は、平成30年税制改正で使いやすくなったと言われている、「事業承継税制」に伴い、2018年1月1日から2027年12月31日の長期に渡って、自社の株式を贈与する方も増えるであろうと考え、オーナー社長の認知症&争族対策について考えてみました。

(事業承継税制について ⇒ 国税庁 <https://www.nta.go.jp/publication/pamph/jigyo-shokei/index.htm>)

さて前提として、自社株式については民事信託をご提案することも多いのですが、実は、信託された株式は、事業承継税制の適用外なんですねΣ(°Д°lll)がーン

ということで、原則に戻って？定款自治や種類株式等を利用し、ご提案いたします！

認知症対策

1. オーナー社長が認知症等になっても、 経営が滞ることがないように対策をしておきたい！

オーナー社長とは、会社の大株主でもあり、代表取締役でもある方です。そして、株式会社の経営に関する意思決定をする最高機関は、株主総会です。ということは、大株主が株主総会で認知症の為、議決権行使できなくなったら、ピンチです！そこで、事前に下記のような条項を定款（会社のルールみたいなもの）に入れておいては？！

【 定款記載例 】

(株主総会における議決権について株主ごとに異なる定め)

- 第●条 株主Aに下記の事由が生じている間に限り、株主Bはその保有する株式1株につき1000個の議決権を、株主Cはその保有する株式1株につき500個の議決権を有する。
- ①認知症、病気、事故、精神上の障害による判断能力の喪失
 - ②行方不明
- 2 株主Aが死亡した場合、前項の効力は失効するものとする。

解説：属人的株式（会社法第109条2項）の利用

A（オーナー社長）の所有する株式について、上記内容の属人的株式とし（株主総会の特殊決議が必要）信頼できる者（B、C）に1株でも良いので株を譲渡しておき、下記効力が発生した際にB及びCのみで意思決定ができるようにしておく。

なお、この定めは「属人的」であるためA以外には適用されず、

事業承継税制等を利用して株式の譲渡

が行われても上記内容は引き継がれません。

また、登記事項ではない為、このような内容が外部の者に知られる心配もございません。

公証役場等の手続きも必要ないため、

任意後見契約に比べ、簡単に実行することができます。



2. 今回の事業承継税制で、ある程度後継者に株式を譲渡したいが、 経営権自体は引退 or 後継者がきちんと経営できるようになるまで、

認知症対策

イニシアチブは握っていたい、監視していたい！

先ほどもお伝えした通り、最高意思決定機関は株主総会。その為、株式を譲渡して後継者の持株割合が増えてしまえば、オーナー社長意向を無視して勝手に色々されてしまう可能性も(;・`д・')

そこで、オーナー社長の認知症対策も兼ね備えた下記のような条項はいかがでしょうか？！

(株主総会における議決権について株主ごとに異なる定め)

第●条 創業株主であるAは、その持株数と無関係に当会社の株主である間は、総株主の議決権の80%の個数の議決権を有し、残りの株主はその持株数と無関係にあわせて20%の個数の議決権を有する。ただし、Aが満80歳を超えたとき、又は専門医により株主権行使に必要な判断能力を欠如し回復の見込みがないと診断されたときは、1株1議決権の原則に戻るものとする。

解説：属人的株式（会社法第109条2項）の利用

全ての株式について、上記内容の属人的株式とし、A（オーナー社長）が「株主であり」 + 「判断能力がある」間は、Aのみで意思決定ができるようにしておく。

(Aは事業承継税制の適用期間に株式を後継者に贈与するが、最低1株だけ残しておく。)
後継者に任せてよいと思ったら、
残った株を全部贈与する。（その他は1と同様の為、省略）

これで大●家具みたいにならずにすみますね♡



争族対策

3. 株式が法定相続され共有になり議決権がデッドロック化されてしまうのを回避したい。

皆さん、120株所有の株主が死亡し、子供3人で相続したら、1人40株ずつ相続するから、議決権も各々40個ずつ行使すればよいと思っていいませんか？

それは大きな勘違いです。1株ずつ三名共有になります。ですから、120株すべて三名共有。原則、3名の共有者の中から権利行使者を1名定めて会社に通知しないと議決権行使できません（会社法第106条）。

3名が仲が良ければ問題ないのですが、まとまらなければ行使できない議決権のままに！

ですから、オーナー社長には絶対に遺言を書いて欲しい！書かなければなりません！！

とはいえ、今日はそれでも遺言を書かない頑固なオーナー社長をお持ちのご家族、従業員の方向けに3つの案を考えてみました。

提案Ⅰ：特則

【 定款記載例 】

(株式が相続を原因として共有となつた場合の特則)

第●条 相続によって株式が2名以上の共有に属することになったときは、会社法第106条の規定に関わらず、共有者からの申し出によって、共有となつた総株式の議決権数に当該共有者の法定相続割合を乗じて得た数（1未満の単数は切り捨てる）の議決権を単独で行使することを認めるものとする。

提案Ⅱ：株式の売渡請求権＋売渡価格の算定基準

【 定款記載例 】

(相続人等に対する株式の売渡請求)

第●条 当会社は、相続その他の一般承継により当会社の株式を取得した者に対し、当該株式を当会社に売り渡すように請求することができる。
2 当会社は、前項により当該株式1株を請求するのと引換えに、最終の貸借対照表の純資産額を発行済株式総数で除した額に對象株式数を乗じた金額を取得の対価とし、金銭で支払うものとする。

⇒2項について法的効力の強い規定ではないが、不相当でない限り一定の範囲で効力を發揮し、目安になる。

※財源規制に注意。

※少数株主によるオーナー株主（相続人）の排除に注意。

→1項に「ただし、発行済株式の総数の1割以上が承継された場合、この限りでない。」と入れておくのも有効。

提案Ⅲ：取得条項付株式の利用（種類株式）

【 定款記載例 】

(前段省略)

2 当会社は○種類株式を有する株主に下記の事由が生じた場合には、当該事由の生じた日以降であって、取締役会の決議により定める日において、当該○種類株主に対して、○種類株式と引き換えに、最終の貸借対照表の純資産額を発行済株式総数で除した額に對象株式数を乗じた金額を取得の対価とし、金銭で支払うものとする。

3 取得事由

- ・○種類株主が死亡した時
- ・○種類株主が当会社を退職した時
- ・西暦○○○○年○○月○○日を経過した時

※財源規制に注意

ざっくり言うと、提案Ⅰは、法定相続分の割合で議決権行使できるようにするもの、提案ⅡとⅢは会社が取得してしまう（会社の自己株式になる）というものです。

さて、いかがでしたでしょうか？
ちょっと小難しいところもあったとは思いますが
(すみません)、えっ、こんなこと定款に定めてもいいの？とか、
こんなことできるの？とか思っていただけたら嬉しいです。
本当は、遺留分対策にも繋がる方法やその他…あるのですが、
それはまたの機会に。
どこの会社も似たような定款が多いですが、
せっかく商法から会社法に改正され、定款自治の理念が明確になり、
会社の裁量部分が飛躍的に拡大したのですから、
その会社、オーナー社長ご家族等の様々な状況に
柔軟に対応できる内容の定款ができればと思っております。



田中 真由美

3.アプローチ相談室

～皆様からのちょっとした疑問・質問にお答えします～

担当：恒川 彩



登録免許税とはどういうものですか？
また、金額はどうやって決まるのですか？

登録免許税とは、登記を申請する際に、国（法務局）に納める「税金」です。いくら納めなければならないのかは、申請する登記の内容に応じて、法律（登録免許税法）により定められています。

不動産の場合は、固定資産税評価額に税率をかけて税額を求めます。

例えば、売買を原因とする土地の所有権移転登記の場合、2.0%（ただし平成31年3月31日までは、1.5%）となります。

つまり、固定資産税評価額が1000万円の土地を売買する場合、 $1000\text{万円} \times 1.5\% = 15\text{万円}$ となります。

また、売買を原因とする建物の所有権移転登記の場合は、通常は2.0%ですが、自己の居住用として取得する場合については、一定の要件を満たせば0.3%になります。

ちなみに、土地・建物どちらの場合も、相続を原因とする場合は0.4%、贈与を原因とする場合は、2.0%となります。

このように、登記の原因や、取得する際の一定要件を満たすかによって、税額は変わってきます。



無料 相続・遺言 相談会実施中
0120-512-432

4.アプローチ女子会

～アプローチの女子社員が、とにかく好きに書きます～

こんにちは！！

担当：岡村 千花

今年の夏は、暑かったですね！皆様体調などお変わりありませんでしたでしょうか？

さて、8月3日にアプローチ女子は、この猛暑に負けぬよう冷えたビールと美味しい料理をもとめ名古屋駅近くのお店「金肉」へ。

がつり肉食！が売りのこちらのお店。お味ももちろんGOODですが、とにかくボリュームがすごいんです。

お肉を堪能！弾むお喋り！美味しいお酒！
先輩の皆様と時間の経つのも忘れるほど、
楽しい時間を過ごさせて頂きました。



私は、数か月前に新しくアプローチの仲間になりましたが、いつも素敵で頼れる先輩方と一緒に仕事をして、楽しい女子会にも参加させて頂いて、充実した日々を送っています。
これからもがんばります！



では、次回もお楽しみに！

5.アプローチからのお知らせ

◎H30.8.24 第38回アプローチセミナーを開催しました！

名古屋華マジカルグループ様を講師陣にお招きして、仕事でもプライベートにも活かせるテーブルマジックを教えていただきました！！
ステージマジックショー、お札のマジック、割りばしの浮揚、
コインの不思議、予言マジックなどなど、たくさんマジックを披露・
レクチャーしていただきました。



会場もとても盛り上りました！！
名古屋華マジカルグループの皆様、本当にありがとうございました！



◎H30.8.4 賃貸不動産所有法人化セミナーを開催しました！

池田総合法律事務所様、大野公認会計士事務所様、弊所主催で開催させていただきました。
5名の方がご参加くださいました。

セミナーでは、個人事業より会社にした方が税金がどれだけ安くなるのか、
経費はどちらが多く使えるのか等、お金に関するを中心質問があり、
お答えさせていただきました。

ご来場くださった方々、本当にどうもありがとうございました！

6.アプローチ外部講師派遣のご案内

当事務所には司法書士・行政書士10名が在籍しており、年間1000件を超える決済立会業務をはじめ、さまざまな業務を各自幅広く取り扱っております。

これらの経験を活かして、今までお知り合いの方からのご依頼やご紹介で、講師派遣やセミナー開催等を行って参りましたが、これからはもっと皆様にお役に立つ為、ご要望があればどんどん積極的に講師派遣を行っていこうと考えております。

社内研修・社外向けセミナー等、講師内容については、ご要望に沿えるように致します。

休日のご依頼も、ご相談に乗りますので、ぜひお気軽にご相談下さい。

【例】

1. 新発見？！謄本の見方・使い方
2. 今さら聞けない登記手続のキソの基礎
3. 相続勉強会（初級・中級・上級 編）
4. 最大限あなたの希望を叶える！遺言の作り方
5. “株式会社”だけじゃない！会社設立のツボ教えます。
6. 失敗事例から学ぶ事業承継
7. これで安心。終活セミナー～任意後見契約・死後事務委任契約・リビングウィル・遺言～等



7.アプローチメンバーズクラブ（AMC）のご案内

司法書士法人アプローチは、「もっと身近な事務所」となるために、「アプローチメンバーズクラブ（AMC）」を発足いたしました。

皆様に少しでも安心をご提供できるように、当事務所を身近にご利用頂けるよう入会特典をつけさせて頂いております。この機会にご入会下さい。

入会10大特典

入会金10,800円 ※ 退会自由。年会費等は一切かかりません。

無料特典	1 特製ブック等プレゼント (非売品)	入会者に対し、アプローチ特製ブック等をプレゼントします。 「相続ブック」「エンディングブック」「卓上カレンダー」など、 今後発行するすべての特製ブック等をプレゼントします。
	2 相談権	年2回まで相談無料、3回目から有料(1時間5,400円)となります。
	3 お役立ち情報提供	セミナー開催のお知らせ、アプローチレターの提供(発行時) その他お役立ち情報の提供
	4 セミナー参加権	当事務所主催の有料セミナーに無料でご参加頂けます。 無料セミナーも当然お知らせいたします。 外部セミナーにもご招待します。
	5 各種専門家紹介	司法書士の業務範囲外のご相談につきましては、適切な専門家 (弁護士・税理士・不動産仲介等)を紹介いたします。
	6 紹介割引	メンバーのご紹介の方は次の通りとさせて頂きます。 ・初回相談無料 ・個別業務10%OFF
	7 個別業務割引	今後、当事務所に業務をご依頼される際は、当事務所規定の報酬の 20%OFF
割引特典	8 財産管理表の作成	通常料金54,000円～を50%OFF
	9 顧問契約割引	当事務所又は当事務所提携弁護士事務所との顧問契約料を20%OFF
	10 相続税シミュレーション	当事務所提携税理士事務所による相続税シミュレーション料を20%OFF

※各種割引を適用させて頂く為、ご依頼の際はAMC会員様である旨をお申し出下さいますようお願い致します。

※各種セミナー開催のお知らせ。その他お役立ち情報につきましては、メールアドレスをご記入して下さった方のみに配信させて頂きます。

〒460-0003名古屋市中区錦二丁目2番13号 名古屋センタービル8階

司法書士法人アプローチ

Tel(052)228-0713 Fax (052)228-0714

<http://www.approach.gr.jp> soudan@approach.gr.jp

